

## 東北町スマート農業関連支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 東北町の農業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現のための対策が急務となっている。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びポストコロナ対策のために導入するスマート農業関連機器及びマルチローターの操縦者育成に関しての支援を行うため必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象経費)

第2条 事業の交付対象は、農作業の人員削減や接触機会を減らす生産、またはコスト低減や農産物の品質向上を目的に、スマート農業関連機器の導入及びマルチローターの操縦者育成に要する経費とし、その他町長が特に認めたものとする。

### (補助金対象者)

第3条 事業の交付対象者は、東北町に住所を有し、町税等の滞納がなく、以下いずれかに該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第12条第1項の認定を受けた認定農業者
- (2) 法第14条の4第1項の認定を受けた認定新規就農者
- (3) 集落営農組織
- (4) 東北町人・農地プランの中心的経営体に位置付けられた者又は位置づけられることが確実と認められる者

### (事業実施の手続き)

第4条 事業実施者は、事業の実施に必要な手続きを行うものとする。

### (事業計画)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、計画承認申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添付し、提出しなければならない。

- 2 町長は、計画承認申請書の提出があった申請者に対し、計画の承認についての可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業実施者の選定)

第6条 事業実施者から予算の範囲を超えた事業計画の申請があった場合は、申請者数等に応じて補助金額の減額もしくは、抽選において決定する。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業実施者は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に本事業に着手する必要がある場合は、事前着手届(第2号様式)を町長へ提出するものとし、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。

(その他)

第8条 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによる。

附 則

この告示は公布の日から施行し令和3年4月1日から適用する。